

大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱

(趣旨)

第1条 重度心身障害老人等が老後において、心身に重度の障害があるため受療の機会が多く又ひとり親家庭等であるなどの事由から、その者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)その他の法令の規定により負担した一部負担金又は一部負担金相当額(以下「一部負担金等」という。)のうち、医療機関等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を除く。)又は医療保険各法に定める療養費支給明細書ごとに500円(14日以上入院に係る医療費については、1,000円)を控除した額に相当する額を助成する。
(助成の要件)

第2条 一部負担金の助成は、大淀町に住所を有する高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者(高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。)のうち、次に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 大淀町心身障害者医療費助成条例第2条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項に規定する助成要件に該当する者
- (2) 大淀町ひとり親家庭等医療費助成条例第2条第1項の各号(第3号を除く。)に規定する助成要件に該当し、かつ、同条例第4条に規定する支給制限を受けない者

(助成の申請)

第3条 一部負担金等の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等医療費助成交付(更新)申請書(様式第1号) (以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。この場合において、町長は必要な書類を添付させることができるものとする。

(助成の決定)

第4条 町長は、申請書を受理した場合において、第2条の助成の要件に該当する者(以下「助成対象者」という。)であると認めるときは、重度心身障害老人等医療費交付請求書(様式第2号) (以下「請求書」という。)を交付するものとする。

2 町長は、申請書の提出がない場合においても助成対象者であると認めるときは、前項の規定に準じて請求書用紙を交付できるものとする。

(一部負担金等の請求)

第5条 助成対象者は、医療機関等に一部負担金等を支払った場合又は町長に医療費の支給を申請した場合は、請求書により町長に一部負担金等を請求するものとする。

(一部負担金等の交付)

第6条 町長は、第5条の請求があったときは、診療報酬明細書又は連名簿により当該助成対象者が一部負担金等を支払ったことを確認のうえ、一部負担金等を交付するものとする。

(助成の更新申請)

第7条 助成対象者は、毎年6月1日から同月30日までに重度心身障害老人等医療費助成交付(更新)申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 第4条の規定は、前項の規定による更新申請があった場合において準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月31日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱の規定による改正前の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定により作成されている重度心身障害老人等医療費助成(更新)申請書の用紙については、この要綱の規定による改正後の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則(平成14年7月31日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定により作成されている重度心身障害老人等医療費助成(更新)申請書の用紙については、この要綱による改正後の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成14年9月30日)

(施行規則)

1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定による改正後の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成16年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定により作成されている重度心身障害老人等医療費助成(更新)申請書の用紙で残存するものについては、この要綱による改正後の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成17年6月22日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、この要綱による改正後の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定にかかわらず、必用な調整をして使用することができる。

附 則(平成18年7月21日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、この要綱による改正後の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定にかかわらず、必用な調整をして使用することができる。

附 則(平成20年8月1日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定による改正後の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年8月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、改正後の大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。